

## 規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	第三者提供記録の開示	
規制の区分	拡充	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号:03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i	
規制の目的、内容及び必要性	第三者提供記録を開示の対象とできない場合、本人が保有個人データの開示請求や利用停止等の請求を行うことが困難となる場合がある。したがって、本人が、事業者間における個人データの流通を把握し、当該保有個人データを保有する個人情報取扱事業者を把握できるようにすることが必要となるため、第三者提供記録を開示の対象とする必要がある。	
直接的な費用の把握	費用の要素	
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を設ける予定	
備考		